

部会長

みなさん、おはようございます。ただいまから第 697 回農地部会を開催いたします。本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 21 条第 3 項の規定により、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人は、拓南地区の白石委員さん、浅海地区の田中委員さんのお二人にお願いいたします。

なお、本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 10 号までの議案が提出されておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

まず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(藤久次長)

それではご報告いたします。

平成 26 年 10 月 27 日から 11 月 25 日までに専決処理した案件は 9 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 9 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地 7 件 3,570 m<sup>2</sup>

商工業用地 2 件 1,483 m<sup>2</sup>

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。以上で第 1 号議案に対する事務局の説明は終わりましたが、本議案につきまして、何かご異議はございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それではご異議が無いようですので、原案どおり承認といたします。

続いて第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長)

それではご報告いたします。

平成 26 年 10 月 27 日から 11 月 25 日までに専決処理した案件は 12 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 12 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地 6 件 5,206 m<sup>2</sup>

商工業用地 5 件 2,997 m<sup>2</sup>

公的用地 1 件 59 m<sup>2</sup>

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。以上で第 2 号議案に対する事務局の説明は終わりましたが、本議案につきまして、何かご異議はございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それではご異議が無いようですので、原案どおり承認といたします。

続いて第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(前崎主査)

それではご報告いたします。

1 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として、農地法第 3 条許可を受けて別農地を給付するとしております。

2 番、本件は経営基盤強化促進法により、平成 21 年 7 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に農地法第 3 条の許可を受けて売却するとしております。離作補償はないとしております。

3 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として給付金を支払うこととしております。

6 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で第 3 号議案に対する事務局の説明は終わりましたが、本議案につきまして、異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、原案どおり承認といたします。それでは続いて第 4 号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(前崎主査)

それではご説明いたします。

お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1 番、譲受人の宮内さんは、新規農業者でございます。

このたび、本申請地を取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

2 番、譲受人の渡部さんは、農地約 100 アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、譲受人の宮内さんは、農地約62アールを耕作する農業者でございます。

このたび、小作地解放にて本申請地を取得し、農業に精進しようとするものでございます。

4番、譲受人の井門さんは、農地約26アールを耕作する農業者でございます。

このたび、耕作上便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

5番、譲受人の浦辻さんは、農地約58アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番、7番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の田中さんは、農地約11アールを耕作する農業者でございます。

このたび、耕作上便利な本申請地を借り受け、または取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

8番、9番は農地の交換であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の片岡さんは、農地約187アールを耕作する農業者でございます。

譲受人の伊賀上さんは農地約39アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を交換し、農業に精進しようとするものでございます。

10番、譲受人の森さんは、農地約76アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く耕作上便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

11番、譲受人の森田さんは、農地約83アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く耕作上便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

12番、譲受人の増井さんは、農地約38アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものであります。

13番、15番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の竹村さんは、新規農業者でございます。

このたび、本申請地を借り受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は新規農業となる案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

14番、譲受人の松田さんは、農地約195アールを耕作する農業者でございます。

このたび、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

16番、譲受人の渡部さんは、農地約184アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。

17番、譲受人の加藤さんは、農地約157アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を取得し、農業に精進しようとするものでございます。

18番、譲受人の河内さんは、農地約431アールを耕作する農業者でございます。

このたび、耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、譲受人の土井さんは、農地約239アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

20番、譲受人の脇坂さんは、農地約32アールを耕作する農業者でございます。

このたび、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま第4号議案について、事務局から説明がございました。

それではここからは、委員さんによる地元説明をお願いいたします。

まず、1番でありますけれども、小野地区でありますので、永田委員さんからお願いいたします。

永田委員

それではご説明いたします。

さきほど事務局から説明がありましたように、譲受人の大野さんは、兄が所有する農地を譲り受け、新たに農業経営を行うため申請に及んだものであります。

農業経験、意欲も十分あることから、地元としては了承したわけでございます。

なお、本部会でのご審議をお願いします。

部会長

ありがとうございました。次に、4番でありますけれども、これは浮穴地区でありますので南委員さんからお願いをいたします。

南委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の井門さんは、現在浮穴地区にお住まいで、農地約2,700㎡を耕作する農業者であります。

今般、議案記載の浮穴地区の農地に使用貸借権を設定し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も十分に見受けられることから、地元としては了承したわけでございますが、なお本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。次に、6番、7番は併用案件になっております。久谷地区でありますので、池田委員さんからお願いいたします。

池田委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の田中さんは、現在久谷地区にお住まいで、農地 1,163 m<sup>2</sup>を耕作する農業者であります。

今般、久谷地区において、自宅に近い、第4号議案6番と、同議案7番に記載の農地を合わせて取得後30アールとし、農業規模拡大を図るものであります。

田中さんは地元でも信望があり、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承したわけですが、なお本部会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長

ありがとうございました。次は、13番と15番が併用案件となっております。

まず、13番は立岩地区でありますので、篠原委員さん、お願いいたします。

篠原委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の竹村さんは、北条地区に居住しており、この度、立岩地区にて実家での農作業経験を活かし、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

申請地は、立岩地区にある実家からも近く、地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、営農指導を受けるなど、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございます。

次に15番でございますけれども、所在が難波地区でありますので、川端委員さんお願いいたします。

川端委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の竹村さんは、北条地区に居住しており、この度、難波地区にて、実父から農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

地元の審査において、農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしました。また、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。次に、13番15番の住所地が北条地区でありますので、松岡委員さんから説明をお願いいたします。

松岡委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の竹村さんは、北条地区に居住をいたしております。この度、立岩および難波地区におきまして、新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。

地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承をいたしました。

なお、本部会でのご審議をいただきまして、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

部会長  
ありがとうございます。  
ただいま、第4号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がございました。  
本件についてのご意見、ご異議等ございませんか。

一同  
異議なし。

部会長  
ありがとうございます。  
それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。  
続きまして第5号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(藤久次長)  
それではご説明いたします。  
1番、本件受人は、現在借家住まいをし、農地約55アールを耕作する農業者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度本申請地を父親から借り受け、農家住宅を建築したいとしております。  
なお、本申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。  
2番、本件受人は、不動産業、太陽光発電事業を主な業務とする有限会社でございますが、この度、売電事業拡大のため、既存施設に隣接し、法人の代表取締役が所有する本申請地を借り受け、新たな太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。  
なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。  
3番、本件受人は、両親と同居し、農地約41アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、新たに本申請地を父親から借り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。  
なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであることから、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。  
以上でございます。

部会長  
ありがとうございます。  
ただいま、第5号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

白石委員  
太陽光発電の方向付けが非常に変わっています。  
太陽光発電の電気を、四国電力ではもう買わない、という方向付けがされています。それと合わせて、これは福角地区だから、石手川北部土地改良区の区域には入っていない。受益地ではないですね。  
それで、今問題になっているのは、石手川北部土地改良区の区域、10地区くらいありますけれど、改良区が一つあります。  
平成2年に、53億、国の事業で石手川北部土地改良区灌漑事業ということで下ろしていますが、そこの許可も無しで太陽光発電をやっているのが、問題になっている事業があると。  
ということですから、農業委員会としては、四国電力が太陽光発電を買わない方向付けをしていることをどう考えますか。

部会長  
白石委員さん、今の件で、設置の場所も含めて、事務局から説明をします。事務局お願いします。

事務局  
(藤久次長)

まず、申請地は東山町、久万ノ台でございます。福角町ではございませんので、土地改良区の管轄には入っておりません。

それともう一つ、四電との関係ですけれども、10月以降保留していることは承知しております。

ただ、10月以前に契約等をする。もしくはそうした契約書等を確認し、確実に転用して送電すれば四電が受ける、ということの判断できるものについては、農地法許可基準の确实性に適合するという判断をさせていただく中で、今回の2番、太陽有限会社の案件につきましては、許可基準を満たしていると判断しております。

今後その取扱いは変わることはございません。以上でございます。

白石委員

そういうことで、10月から切ってしまうのですか。

事務局  
(藤久次長)

10月からの申し込みについては保留の判断になると聞いておりますけれども、10月以前に申し込みをしているものとか、四電との契約書がすでに交わされており确实性が判断されるものについては、許可基準に適合するということでもあります。

松下委員

すいません。この太陽光発電については四国電力が9月までに許可しよる分については、農業委員会の中で審議しているということなので、それ以降に四国電力の許認可を得てない分については、農業委員会でも扱っていないと思います。

部会長

ほかにご覧いませんか。

それでは、異議なしと認め、原案どおり承認するといいたしますが、この案件につきましては県許可分でございますので、意見を附して、県知事に送付させていただきます。

つづきまして、第6号議案、平成26年度第9号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局  
(高瀬主査)

それではご説明いたします。

本日の案件24件のうち、利用権設定ですが、使用貸借権が21件、賃借権が1件、その内訳は新規が16件、更新が5件、再設定が1件となっております。所有権移転が2件となっております。

利用集積計画総面積は、合計46,238㎡でございます。

番号1,2,3,4,5,6の譲受人は、約634アールを耕作する農事組合法人で、使用貸借権を設定し農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。

番号7の譲受人は、約168アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。

番号8と10から14、16から22はまとめて説明させていただきます。

飛びまして、9番の譲受人は、約176アールを耕作する農業生産法人で、継続して使用貸借権を設定し農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。

15ページ、番号15の譲受人は、約136アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。

番号8、10から14、16から22の譲受人は、農地中間管理機構としての事業を目的の一つとして設立された、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促すため担い手の掘り起こしをし、借り手候補が見つかっている本申請地に対して、農地中間管理事業にかかる使用貸借権を新規に設定するものです。

権利の取得後、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の認可、公告を経て、借り手の方に3月頃正式に転貸される予定です。

番号23の譲受人は、約222アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより現在の経営規模を拡大するとしています。

番号24の譲受人は、約131アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成26年12月19日となっており、公告により効力が発生することになります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

第6号議案について事務局の説明が終わりました。本件についてご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案どおり承認することといたします。

次に、第7号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告についてを議題といたします。事務局を説明を求めます。

事務局  
(前崎主査)

それではご報告いたします。

平成26年10月27日から平成26年11月25日までに専決処理した案件は21件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただ今第7号議案について事務局から説明がございました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、本件原案どおり承認することといたします。

つづきまして、第8号議案、松山市農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局  
(藤久次長)

それではご説明いたします。

1番、本件は、申出者から、今後おおむね10年以上農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて、市が農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、松山農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

本件申出地の周辺は、本市で推進する有望柑橘新品種への改植が進められており、今後、長期間当該地域の主作物である優良中晩柑の産地として活用されると見込めることから、農用地区域への編入にかかる計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。



部会長 ありがとうございます。本件について、ご異議等ございませんか。

白石委員 吉藤五丁目は石手川北部土地改良区の灌水事業区域 550ヘクタールの中に入っているのでしょうか。それが引っ掛かります。

事務局  
(藤久次長) よろしいでしょうか。この申請は、まず松山市市長部局宛に出しております。農振法に基づく、市に対する申請についての許可権限は、あくまでも市長が持っています。その、いわゆる事業等については市長部局が判断することであって、農業委員会に対しては、農地法上利用する上でどうですか、という意見を求めてきております。  
農業委員会は、農地法に基づく判断の権限を持っているわけですので、石手川北部等の判断によって左右されるものではございません。以上でございます。

松下委員 よろしいですか。北部灌水に入っているところは、農振農用地に入っていると私は思っています。北部灌水については北条地区に任せておいてください。  
農林水産課の担当ですので、農業委員会ではないかもしれませんが、北部灌水については非常にデリケートな問題がありまして、各地区に県の方から、27年、28年でそれぞれ各農家の方々を回って、自分たちで意見を出し合って、その管理をどうするかということのを打合せして、今まとめています。今この場所で言われても答えが出るわけではないので、この部会では北部灌水のことは出さないようにお願いします。

白石委員 はっきり言いますが、農業委員会も、市長部局も別の行政機関です。そして会計検査院の会計検査を受けます。  
それで会計検査を受けて、県が地方局で上げたのと、松山市が上げたのと、別々で会計検査院が判断してくれるわけですから、それで、農業委員会だけの判断ではないと、そういう扱いをすべきです。

部会長 ほかにございませんか。  
ありがとうございます。それでは、ご異議等ございませんので、原案どおり承認いたします。  
それでは、第9号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(高瀬主査) それではご説明いたします。  
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。  
この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。  
なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。  
なお、倉庫部分については、適用除外となっており、その他の農地は適正に耕作されていることを確認いたしております。

番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされていることを確認いたしました。

番号 3 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされていることを確認いたしております。

番号 4 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

なお、倉庫部分については適用除外となっており、その他の農地は適正に耕作されていることを確認いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

ただ今、第 9 号議案について事務局の説明がありました。

本議案についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

つづきまして、第 10 号議案、推定相続人等に関する適格者証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(高瀬主査)

それではご説明いたします。

農地を推定相続人の一人に一括して贈与した場合、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定により、贈与税の納税猶予を受けられる特例が設けられています。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地を貸借した場合、原則として納税猶予は打ち切られますが、猶予を受けている方が、農業者年金基金法の経営移譲年金の支給を受けるために、猶予の適用農地すべてをその方の推定相続人の一人に対し使用貸借する場合には、一定の要件を満たしていれば納税猶予は打ち切られず、継続して適用される特例が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項の規定により、設けられています。

上記継続適用の特例にあたっては、猶予を受けている方、すなわち受贈者と、その推定相続人について、適格者であるかどうかの証明につきまして、農業委員会が行うとされているため、本日の案件といたしております。

本件は第 696 回部会におきまして、農地法第 3 条許可済みの案件でございます。

猶予を受けている方、受贈者につきまして、経営を委譲した推定相続人が営む農業に従事する見込みであることや、その方から経営移譲を受けた推定相続人につきまして、これまで農業に従事していたことなど、本制度の特例を受けるにあたっての適格性につきまして、問題のない旨確認しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただ今第 10 号議案について、事務局の説明が終わりました。本議案についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議ないものと認め、原案のとおり決定

といたします。

以上で、本日の提出議案 10 件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、前回の部会におきまして村上委員さんからご質問のあった、北条地区における合意解約に関する事項について、渡部会長から説明をお願いします。

会長

前回および、前々回に村上委員からご質問のあった、農地法第 18 条 6 項の小作権合意解約について、先月の役員会にて協議をいたしましたので結果を報告します。

まず、小作権は、民法に定められた財産権であり、相続財産です。

その財産権について、農業委員会の独自の判断で、相続人の財産をないものとみなすような処理はできません。

また、許認可に対する農業委員会の立場は、あくまでも審査機関であり、申請者の責任として、法律や基準で定められている申請方法に従い、さらに法的添付書類を整えたうえで申請書が提出された場合、適正な審査を行うものです。

農業委員会および農業委員が、特定の者の申請に深くかかわり、手助けになるようなことは、市民に対して平等であるべき農業委員会がすべきことではなく、愛媛県農林水産部長通知で、申請人に代わって農業委員会が該当書類を作成することのないよう、また、権利異動に関与する誤解を招くことが多いので、厳に慎むよう指導されております。

そこで、本件についても、平成 24 年 6 月に取り下げとなっており、その後の手続きをどうするかは申請者が考えることであり、適正な申請が出てくれば、審査業務を実施するという立場を守らなければならないと考えております。

なお、先月 18 日に、本件の手続きを行っている行政書士が来庁した際、事務局より、状況の確認と、最初の申請から長い期間が経過しており、申請者も困っているのではないかと、行政書士の指導の下、申請者が希望するならば、双方が連携して、早急に手続きを進めるべきではないかと提案を行い、手続きの方法は、農事調停、農業委員会の和解の仲介、解約の許可申請などがあることを再度紹介したところ、12 月 4 日付で、農業委員会の和解の仲介の申し出が提出されましたので、今後、農地法第 25 条に基づき、処理することになりました。

最後に、許認可事務についての許可、不許可の判断や意見決定は、農地部会で行うと農業委員会法で定められておりますので、北条地区に任せてしまうことはできません。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま会長から、結論的には 12 月 4 日に和解の仲介が提出されるという説明もありました。今の会長の説明が総括的な回答、説明になるかと思えますけれども、村上委員さんの質問でしたので、よろしいでしょうか。

村上委員

法的なことを初めから説明をすると、おそらくみなさん頭に入りにくいのではないのでしょうか。結論だけ出せばいいんです。説明はしなくていい。

結論は、北条地区でやる問題ではないということで、そのために私は農業委員会でやかましく言っているわけですから、よく理解しておいてください。

まあいずれにしても話しは進んでいるということは間違いのないという報告ですから、了解します。

部会長

ほかにないようでしたら、続きまして、事務局から連絡事項がございますので、事務局、お願いします。

事務局  
(高瀬主査)

三点ほどお願いします。利用状況調査についてご協力ありがとうございます。調査した地図、およびリストについて、提出期限が12月12日の金曜日となっています。本日までお持ちの方は、お帰りの際、職員にお渡しください。今日お持ちでない方は、支所便等で結構ですので、後日提出をお願いします。

選挙人名簿登載申請書について、今月の22日に、各農家様に選挙人名簿登載申請書を発送予定としております。平成27年1月1日現在の状況を記入していただき、農業委員会で審査し、意見を附したうえで選挙管理委員会へ送付することになっています。もし委員さんにお問い合わせがあった場合、記入して返送してくださいという手続きのご案内をお願いします。または、農業委員会事務局へ直接お問い合わせいただくようご案内をお願いします。

新しい農業委員活動記録簿と農業委員手帳を、茶封筒に入れて皆様の机の上に置いております。

新年からはそちらを使用してください。なお、現在使用している活動記録簿は、1月の部会か総会時に、事務局に提出をお願いします。よろしく願います。

事務局  
(中越局長)

続きまして、年末年始の事務処理等について、委員の皆様方をお願い申し上げます。農地法に基づく許可申請などの、本年最後の受付が、12月18日、木曜日となっております。通常の日なら、月末までの日程で地区審査を実施していただきますが、今月は、年末年始の休日の関係から、最終でも26日という、非常に過密な日程でお願いしなければなりませんので、なにとぞ、皆様におかれましては、よろしく願います。

また、来年1月9日金曜日開催の農地部会で審議される議案の作成、発送および公告につきましても、年始早々の対応にさせていただきたいと思っておりますので、ご協力方よろしく願います。

また、併せまして、本年から新たに委員にご就任された方々につきましては、初めてかと思いますが、平成27年1月30日に、農業委員会の総会を、午後2時半から、市役所11階大会議室で開催させていただきます。

なお、5月の総会と1月の総会、年2回あるわけですが、総会の終了後、委員研修会を同じ場所で行いまして、その後、夕刻以降、愛媛共済会館におきまして、委員のみなさまのご都合よろしい方につきましては、意見交換会という場を設けさせていただいたらと思いますので、また年が明けましたら会のご案内ならびに出欠の確認をさせていただきますので、くれぐれもご出席方につきましてよろしく願います。

併せまして、先般、12月の4日に全国農業会議所で、会長が集まる集会がございました。1年間皆様にはお世話になったのですが、来年の1月、通常国会におきましては、農業委員会の改革に伴う法案が出てくるように準備されているような状況でございます。

いろいろと情報をまた、1月の部会並びに総会で、今後の流れ、新しい方向について説明ができることがありましたら、私ども事務局で説明させていただきますので、なにとぞ来年以降もよろしく願います。本年最後の会の終わりのご連絡とさせていただきます。

なお、もう一度申し上げますが、来年1月の農地部会は、1月9日金曜日10時半から、こちらの3階で開催いたしますので、よろしく願います。

部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、数点に渡って、連絡事項がございました。

委員のみなさま、どうかよろしく願います。

それでは、以上をもちまして、第697回農地部会を閉会いたします。お疲れ様でした。午前11時25分閉会

